

【給与収入の場合】

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

「支払金額」の額が収入金額になります

支払金額	30000000	給与所得控除後の金額	2020000	所得控除の合計額		源泉徴収税額	
源泉控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族等の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	
特定親族特別控除の額		社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除額(1回目)		住宅借入金等特別控除額(2回目)		国民年金保険料等の金額	
旧長期損害保険料の金額		基礎控除の額		所得金額調整控除の額			

375

【年金収入の場合 ①または②のどちらかで確認】

① 今年の年金振込通知書(1月~12月の振込額がわかるもの)

年金振込通知書

振込予定日

「年金支払額」の1月から12月までの合計額が収入金額になります

年金の種類	基礎年金番号・年金コード	振込先	各支払期の支払額	年金から特別徴収(控除)される額および控除後振込額
年金支払額			円	円
介護保険料額			円	円
健康保険料および厚生年金保険料額			円	円
個人住民税額			円	円
控除後振込額			円	円

厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

② 公的年金等の源泉徴収票

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者

「支払金額」の額が収入金額になります

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済金を受けている方
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	65歳からの退職共済金を受けている方
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)を受けている方
所得税法第203条の3第7号適用分	上記第1号~第6号に該当しない方